広島県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年二月十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

名　称	所　在　地	廃止年月日
ばら薬局	竹原市竹原町三六四四番地	令和四年一一月三〇日
ちいきのリハビリクリニック	三原市本郷南一丁目一九番一号	令和四年七月三一日
なでしこ薬局	三原市港町三丁目七番二七号	令和四年一一月三〇日
宗近歯科医院	東広島市西条町田口二七二五番一号	令和四年九月三〇日
井手内科クリニック	尾道市土堂二丁目九番一〇号	令和五年一月一日
瀬山備北歯科	三次市十日市東四丁目三番六号	令和四年一二月三一日
安東内科クリニック	廿日市市対巌山二丁目一五番九号	令和四年一一月一〇日
岡田漢方薬局	安芸郡熊野町石神二番二五号	令和四年一一月二四日